



お知らせ

住所変更に伴う各種手続の休日受付

年度末は就職や転勤、進学等による住民異動が特に多いため、休日に臨時窓口を開設します。
※原則、住民異動に伴う手続及びマイナンバーに関する手続(市民課)に限ります。

●とき
3月30日(日)・4月6日(日)
午前9時～午後3時

●ところ
市役所本庁舎
※各振興局・振興センターでは行いません。

開設する窓口	取扱業務
① 市民課	住所変更の届出、住民票の写しの交付、印鑑登録の受付、印鑑登録証明書の交付、マイナンバーに関する手続 ※戸籍に関する証明書の発行は行いません。
② 健康保険課	住民異動に伴う国民健康保険(税関係を除く)・後期高齢者医療・国民年金の手続 ※3月30日(日)に手続した場合、資格確認書又は資格情報のお知らせは後日郵送します。
③ 上下水道局	上下水道の開栓・閉栓の手続、水道料金の収納業務 ※上下水道の開栓・閉栓は、オンラインで手続ができます。

オンライン手続はこちら▶



【注意事項】

※本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)を持参してください。一部の手続では印鑑が必要です。
※申請内容や相談内容によっては、後日改めて関係窓口にお越しいただく場合があります。
※他市町村や関係機関への照会や確認が必要となる場合は、即日対応できない場合があります。
※県内17市町の窓口で各種証明書の交付が受けられる「おおいた広域窓口サービス」、パスポートの各手続はできません。

※住民異動を伴わないマイナンバーに関する手続は予約制です。前日(平日のみ)までにご連絡ください。
※戸籍の届出書は市役所警備室(北側出入口)でお預かりします。

- 問①市民課窓口サービス係 ☎②8204(市役所1階)
- ②健康保険課国保・年金係 ☎②8271(市役所1階)
- ③上下水道局料金センター ☎②8220(市役所5階)

マイナンバーカードをお持ちの人は

【オンラインで転出の届出ができます】

電子証明書が有効なマイナンバーカードを所有している人は、マイナポータル(下記二次元コード)からオンラインで転出の届出ができます。
※引越し予定日の30日前から手続ができます。
※転入先の市区町村の窓口で転入の手続が必要です。

マイナポータルはこちら▶



【コンビニ交付サービス】

コンビニ等で下記証明書を取得することができます。
▶取得できる証明書の種類
住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、市県民税所得証明書、市県民税所得課税証明書

コンビニ交付サービスの詳細はこちら▶



問市民課窓口サービス係 ☎②8204(市役所1階)

健康・福祉

国民健康保険への加入・脱退の手続はお早めに!

公的医療保険制度では、職場の健康保険加入者(被扶養者)や生活保護を受けている人以外は、必ず国民健康保険に加入しなければなりません。職場の健康保険に加入・脱退した場合は、必ず本人又は同世帯の家族が届出を行ってください。

	届出が必要なとき	届出に必要なもの
加入	ほかの市町村から転入してきたとき	ほかの市町村の転出証明書
	職場の健康保険を脱退したとき	職場の健康保険を脱退した証明書及び年金手帳(基礎年金番号通知書)
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなったという証明書及び年金手帳(基礎年金番号通知書)
	国保の加入世帯で子どもが生まれたとき	保険証等(※1)及び母子健康手帳
脱退	ほかの市町村に転出するとき	保険証等(※1)
	職場の健康保険に加入したとき 職場の健康保険の被扶養者になったとき	国民健康保険と職場の健康保険の両方の保険証等(※1)(職場の健康保険証が未交付の場合は加入証明書)及び年金手帳(基礎年金番号通知書)
その他	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	保険証等(※1)
	世帯が分かれる、又は一緒になったとき	
	修学のため、別に住所を定めるとき	保険証等(※1)及び、在学証明書又は学生証の写し

●被保険者の異動の届出は14日以内に

- ・加入の届出が遅れると
保険証等(※1)がないため、医療機関等にかかった医療費が一旦全額自己負担となることがあります。
- ・脱退の手続が遅れると
ほかの健康保険に加入した場合、両方の資格を持った状態になり、病院にかかるときにトラブルの原因となります。

各申請書には個人番号の記載が必要です。個人番号が確認できるものを持参してください。また、本人確認のため、顔写真付き身分証明書(マイナンバーカード・運転免許証など)を持参してください。

※1 保険証又は資格確認書又は資格情報のお知らせ

問健康保険課国保・年金係 ☎②8271(市役所1階)

●就職・退職の際は年金の切替え手続を

就職や退職をしたときは、その都度、年金の切替え手続が必要です。届出を忘れると、将来受け取れる年金額が減額されたり、年金を受け取ることができなくなる場合がありますので、忘れずに届出を行ってください。

■退職(厚生年金・共済組合を脱退)したとき

国民年金への加入手続が必要です。年金手帳(基礎年金番号通知書)・社会保険等資格喪失証明書(又は離職票)を持参の上、健康保険課の窓口にお越しください。

■就職(厚生年金・共済組合に加入)したとき

国民年金から厚生年金への切替え手続は、事業所(勤務先)を通して日本年金機構に届出が行われます。

問健康保険課国保・年金係 ☎②8271(市役所1階)